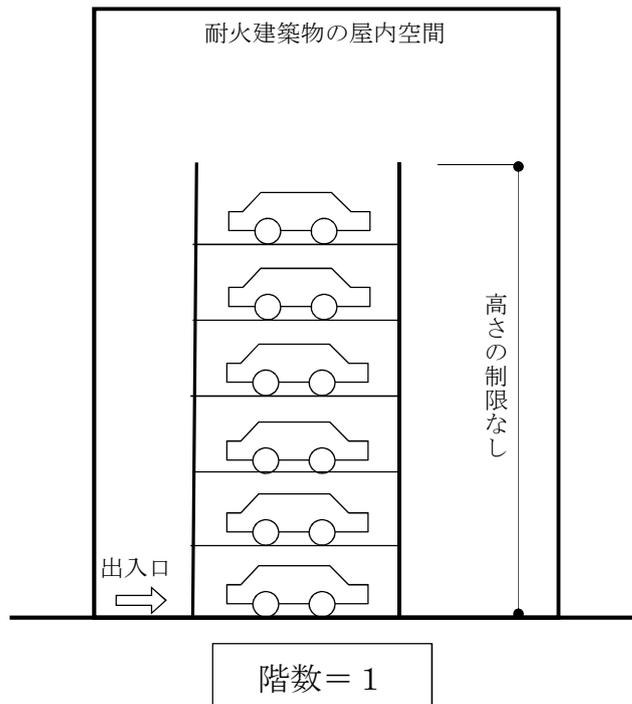


雑 則	面積、高さ及び階数の算定
	法第 92 条、令第 2 条第 1 項第八号

機械式駐車場の階数

建築物となる機械式駐車場の階数は、3 以上とみなす。ただし、附属車庫で耐火建築物の屋内空間に機械式駐車場を設けた場合の階数は、1 とする。



技術的助言等	昭和 35 年住発第 368 号
参考資料等	